

平成29年9月29日
日本学術会議
健康・生活科学委員会
看護学分科会

(報告) 「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準
看護学分野」

健康ニーズの多様化や医療技術の進歩などに対応して、看護学教育の大学化が進み、2017年に看護系大学は265校となった。教育の質を担保するために2011年、日本看護系大学協議会によって学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標が検討され、評価基準の作成、評価試行事業等が既に行われている。本報告は、日本看護系大学協議会での現在の検討内容を基盤として、近年の高齢化、在宅医療の推進等を加味し、看護学士課程編成上の参照基準として示したものである。

看護学は、すべての発達段階、多様な健康の状態にある個人、家族、集団、地域の固有の健康問題や健康問題に対する人間の反応を探究し、健康の維持・増進に向けて、人との相互作用を基盤とした援助的専門的アプローチを探究する学問である。看護学の固有の特性として、人間を生物学的、心理社会的存在の統合として全人的にとらえること、看護援助を通して対象に関わりながら理解を進めること、ライフサイエンスをはじめ多くの学問領域の影響を受けながらそれらを融合させて発展していることが挙げられ、その教育課程は、看護専門職としての免許の裏付けとして社会的な意味を持っている。

看護学士課程教育を通して学生が獲得すべき基本的能力は、① 全人的に対象をとらえる基本的能力、② ヒューマンケアを提供するために必要な基本的能力、③ 根拠に基づく看護を展開できるように必要な基本的能力、④ 健康課題に対応した看護を展開できる基本的能力、⑤ ケア環境とチーム体制を整備し看護を展開できる基本的能力、⑥ 生涯専門職としての研鑽を継続していく基本的能力に分類される。これらの能力を学修するために、講義—演習—実習の連携を重要視した教育が実施される。学習者自身が講義や予習復習で学んだ知識・技術を統合し、看護として実際に提供できるようになることを目指す。

さらに、看護学の知識と技術は、一般市民の健康維持・増進、疾病の予防にも有用であり、教養教育の一部としても発展が期待される。

看護学分野に関連する教育課程を持つ大学を始めとして、各方面で、本報告を活用していただけるようにここに公表する。